

<転出証明書の取得方法について>

新住所地に転入をするには、転出証明書が必ず必要になります。
以下の方法により転出証明書を取得することができます。

1 窓口で直接来庁し取得する方法

広野町役場において転出の届出をしていただくと、転出証明書を交付します。

2 郵送で転出証明書を取得する方法

転出の届出をする前に新住所地に引越した方など、
広野町役場に来庁することが難しい場合には、郵送で転出証明書を取得することができます。

(広野町に郵送する書類)

- ・ 転出届 (転出証明書 郵送依頼書)
※広野町ホームページ>くらしのガイド>申請書ダウンロード のなかに掲載してありますので
印刷してご活用ください。
- ・ 免許証のコピー
※免許証が無い場合は、保険証のコピーおよび年金手帳や通帳など
- ・ 返信用封筒 (82円切手を貼ったもの)